

(注意事項)

1. 本支援金は認証を受けた店舗を営む中小企業者（個人事業者含む）が対象となります。
2. 原則、1事業者1回の申請となります（店舗ごとの申請ではありません）。

## 岩手県地域企業経営支援金（認証取得事業者支援事業）募集要項

### I 岩手県地域企業経営支援金（認証取得事業者支援事業）について

#### ■趣旨

県が導入するいわて飲食店安心認証制度の認証を受けた中小企業者が営む店舗に対して岩手県地域企業経営支援金（認証取得事業者支援事業）（以下「支援金」という。）を支給するもの。

#### ■支給額

1店舗当たり10万円

※ 複数店舗の認証を受けた場合にはその店舗数×10万円

### II 申請要件

本支援金は、次のすべての要件を満たす方を対象とします。

- 1 県が導入するいわて飲食店安心認証制度の認証を受けていること
- 2 岩手県内に店舗を有する中小企業者であること※
- 3 事業継続の意思があること
- 4 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと
- 6 宗教上の組織又は団体でないこと
- 7 関係法令を遵守していること
- 8 過去にこの支援金を受給していないこと

※ 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人（ただし宿泊業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）の旅館業の規定による）をいいます（下記表のとおり）。主たる事業が飲食店でない場合には、それぞれの業種で要件を満たしているか確認します。

#### 【中小企業要件表】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
宿泊業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
※運輸業・製造業・建設業・その他	3億円以下	300人以下

※ 以下のいずれかに該当する場合は対象外とします（いわゆる「みなし大企業」は対象外）。

- (1) 発行済み株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- (2) 発行済み株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

## Ⅲ 申請手続き等

### 1 申請書類の提出

別紙1に規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしませんので写しを取り、御自身で保管してください。

### 2 本支援金の申請方法及び受付期間

- (1) 所定の申請書類に必要事項を記載の上、下記の申請窓口に郵送で申請してください。
- (2) 受付期間は、令和3年7月12日（月）から令和4年3月31日（木）までです。

なお、対面での受付・説明は感染拡大防止の観点から行いません。御不明な点は下記の間合せ窓口で対応させていただきます。

※ 封筒の裏面には差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

### 3 申請窓口・お問合せ先

- (1) 住所：〒020-0024 岩手県盛岡市菜園一丁目3-6 農林会館307号
- (2) 宛先：認証取得事業者支援事業事務局 行

※ 郵送でのみ受け付けます。

- (3) 電話番号：019-601-3077

※おかけ間違いの無いようお願いします。

### 4 支給の決定

申請書類を受け付け後、その内容を審査の上、適正と認められる場合には、支援金を支給します。本支援金の申請受付から支給までは最大1か月程度を要する場合があります。

支給時期に関する個別のお問合せにはお答えできない場合もありますこと、あらかじめ御了承ください。

### 5 通知

- (1) 申請書類の審査の結果、本支援金の支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を送付いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付いたします。

## IV その他

- 1 本支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消す場合があります。この場合、支援金を返還していただきます。
- 2 支援金の返還を命じられ期限までに納付しなかった時は、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付を控除した額）に年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を納付していただきます。
- 3 申請書の提出は上記（Ⅲ 3）の窓口で受付しますが、支援金の支給は岩手県中小企業団体中央会より行います。
- 4 申請受付窓口と岩手県中小企業団体中央会の間で申請いただいた情報を共有いたします。  
なお、御記入いただいた個人情報等は本支援金の支給以外では利用いたしません。
- 5 支援金の支給に関し、県の情報公開条例（平成 6 年岩手県条例第 4 号）に基づき、情報を公開することがあります。
- 6 支援金の支給を受けた場合は、提出書類を含めた関係書類について、令和 9 年 3 月 31 日まで保管しておかなければいけません。  
また、会計処理に当たっては、支援金収入を他の収入と区別できるようにしてください。

(別紙 1)

申請書類について	
1	岩手県地域企業経営支援金（認証取得事業者支援事業）申請書兼請求書（様式第1号） 必要事項を記入し、自署・押印してください。
2	申請店舗一覧表（様式第1号別紙1） 本支援金に申請する店舗（認証を受けたもの）について、必要事項を記入してください。
3	いわて飲食店安心認証制度の認定通知の写し
4	誓約書（様式第1号別紙2） 誓約書の最下部にある事業者名及び代表者職・氏名の欄は必ず自署してください。
5	本人確認書類 法人の場合…履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に取得したもの） 個人の場合…代表者の運転免許証、保険証、マイナンバーカード（表面）の写し ※ マイナンバーカードの写しを提出する際は必ず表面のみとしてください。
6	振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し